

Information

町民課・児童福祉係からのお知らせ

問 役場 町民課 児童福祉係 内線2117

児童手当を受けている方へ 6月は現況届の提出月です

児童手当を受けている方は、毎年6月中に「児童手当・特例給付現況届」を提出しなければなりません。この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかを確認するものです。

該当者には、個別にお知らせを送付しますので、必ず期限内に提出してください。
※この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられませんので、ご注意ください。



【現況届の提出に必要なもの】

- ◆健康保険証の写しまたは年金加入証明書
※国民年金加入者は必要ありません。
- ◆前住所地の市区町村長が発行する児童手当用所得証明書
※平成27年1月2日以降に鬼北町に転入された方は提出が必要です。
- ◆印鑑
- ◆この他、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。

【こんな時は届出を！】

- ◆出生等により養育する児童が増えたとき
- ◆受給者が他の市区町村に転出するとき
- ◆受給者が町内で住所が変わったとき、または養育している児童の住所が変わったとき
- ◆受給者や養育している児童の名前が変わったとき
- ◆受給者が公務員になったとき

子育て世帯臨時特例給付金について

消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して臨時特例的な給付措置として、子育て世帯臨時特例給付金が支給されます。

【支給対象者】

平成27年6月分の児童手当を受給される方。
※ただし、特例給付(児童手当の所得制限額以上の方に、児童1人当たり月額5,000円を支給しているもの)を受給される方は、対象となりません。

【対象児童】

平成27年6月分の児童手当の対象児童

【給付額】

対象児童1人につき3,000円(1回限り)

【申請受付】

平成27年6月8日(月)～11月30日(月)

※郵送の場合は、期日必着

【申請手続】

- ◆6月に児童手当の現況届用紙を送付する際に申請書を同封いたしますので、必要事項を記入し提出してください。
- ◆平成27年5月中にお子さんが生まれた方や鬼北町に転入された方等児童手当の認定申請をされた方で、支給対象者になる方にも6月に申請書を郵送します。
- ◆公務員の方は、平成27年5月31日時点で住民票が鬼北町にある方が対象です。勤務先から配布される申請書に必要書類を添えて提出してください。

【給付金の支給開始時期】

平成27年10月中旬から支給予定です。

【申請書提出先】

役場 町民課 児童福祉係 内線2117

Topics

第2回鬼北町議会臨時会報告

平成27年第2回鬼北町議会臨時会は4月28日に開催されました。会では、議案2件、承認2件が提案され、全ての案件が原案のとおり可決、承認されました。

【議案】

- ▶鬼北町保育所条例の一部を改正する条例について
- ▶工事請負契約(鬼北町庁舎改修工事)の締結について

【承認】

- ▶町長の専決処分(鬼北町税条例等の一部を改正する条例)の承認について
- ▶町長の専決処分(鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の承認について